

金武町就活支援センター

<令和5年度 講座・講習開催スケジュール(予定)>

5月・7月 「刈払機特別教育・伐木特別教育」
 ・講習期間: 刈払 1日 / 伐木 3日 (平日・昼間・終日予定)
 ・受講定員: 各15名
 ・講習場所: 総合保健福祉センター・その他

刈払機(草刈機)やチェーンソーは日常的にもよく使用されている道具ですが、例年事故が多い危険な道具です。日頃から使用している方も、正しい知識を身につけ、お仕事に活かしましょう!

5月 「TOEIC 試験対策講座」
 ・講座期間: 3ヵ月 (平日・夜間予定)
 ・受講定員: 14名
 ・開講場所: 総合保健福祉センター

生きた英語力を測る試験として、様々な就職シーンで活用されているTOEIC。英語を活かしたお仕事を希望される方、キャリアアップを図りたい方。もちろん初心者の方も歓迎です!

8月・10月 「PC講座 Word・Excel」
 ・講座期間: 3ヵ月 (平日・夜間予定)
 ・受講定員: 各10名
 ・開講場所: 総合保健福祉センター

Microsoft Office の「Word」「Excel」の3級を基本に、各々の習得レベルに応じて更に上の級を目指すことも可能です。パソコンスキルを習得したい方、お待ちしております。

6月・1月 「アーク溶接・ガス溶接」
 ・講座期間: アーク 3日 / ガス 2日 (平日・昼間・終日予定)
 ・受講定員: 各15名
 ・開講場所: 総合保健福祉センター・その他

車両系講座受講者のみなさんからの要望が多かった講習が登場! 建築現場や修理工場等、様々な分野で活躍できる資格です!
 この機会に資格取得を目指してみませんか?

9月・10月 「車両系建設機械運転技能講習(整地・解体)」
 ・講座期間: 整地 6日 / 解体 1日 (平日・昼間・終日予定)
 ・受講定員: 整地 10名 / 解体 15名
 ・開講場所: 総合保健福祉センター・その他

建設車両は近年性能の高度化が図られており、従事者にも高度な知識と技術が必要とされます。建設業界に就職をお考えの方、現従事者で資格が必要な方にもおすすめです!

9月・1月 「簿記講座・(フォローアップ講座)」
 ・講習期間: 3ヵ月 (平日・夜間予定)
 ・受講定員: 各10名
 ・講習場所: 総合保健福祉センター
 ・備考: フォローアップ開講時期は追って告知します。

日商簿記3級取得を目標とする講座。過去に勉強したが検定取得に至らなかった方、これから簿記を勉強したいとお考えの方など、簿記に興味をお持ちの方の参加をお待ちしております。今回はフォローアップ講座も開講予定☆お知らせをお見逃しなく!!

10月 「フォークリフト運転技能講習」
 ・講座期間: 5日間 (平日・昼間・終日予定)
 ・受講定員: 10名
 ・開講場所: 総合保健福祉センター・その他

慢性的な人手不足が続く建設業界への人材確保と定着支援を目的とし、本講習を受講することで労働安全衛生法に基づく運転技能講習を修了することができます。

1月 「合同企業説明会」
 ・開催期間: 1日間 (週末・昼間・午後を予定)
 ・参加定員: 無し
 ・開催場所: 町立中央公民館

町内外から、積極採用企業が参加します。希望の企業とは即日面談もOK! カウンセリングコーナーや履歴書写真撮影コーナーも! 申込み不要! 託児ルームもあるのでお子様連れでもお気軽にご参加ください★

※上記はあくまで予定となります。内容・時期等は変更となる場合がございます。
 ※受講生の募集は開講時期が近くなりましたら、当センターHP等でお知らせ・募集致します。
 ※詳細につきましては金武町就活支援センターまでお気軽にお問合せ下さい。



金武町就活支援センター “でいかでいか”

・金武町字金武1842
 金武町総合保健福祉センター2F
 ・電話 098-968-3751
 ・Fax 098-968-3761
 ・Mail info@rikarika.jp
 ・HP http://www.rikarika.jp

受講無料!
スキルアップ
で就職活動
を有利に!



金武町広報

2023
5
 No.664

発行=金武町 編集=総務課
 〒904-1202 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地
 〒904-1202 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地
 〒904-1202 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地
 〒904-1202 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地

印刷=丸正印刷株式会社
 〒904-1202 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地
 〒904-1202 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地
 〒904-1202 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地



金武



広報

2023 令和5年

5
 May

No.664

今月の主な内容

金武町観光大使委嘱……………P2
 まちのうごき……………P2~3
 産業の振興……………P4~5
 お知らせ……………P6~19
 金武町就活支援センター
 講座・講習スケジュール……………P20

「金武町観光大使に

小野あつこさん就任!」

NHK Eテレおかあさんといっしょ
 21代うたのおねえさん



人口のうごき

総人口 11,456人 (-21)
 男 5,732人 (-16)
 女 5,724人 (-5)
 世帯数 5,640戸
 令和5年3月末日現在

転入 91人 転出 100人
 出生 9人 死亡 21人
 結婚 4人 離婚 1人

(各区別人口)
 金武 4,542人 (-8)
 武里 2,826人 (-2)
 並川 918人 (-1)
 中伊 1,057人 (-5)
 伊屋 2,113人 (-5)

※()内は増減を表す。
 ※外国人を含む。

公式Facebook、LINE@で情報発信中!





寄附ありがとうございます。

3月13日、一般社団法人沖縄ダルクより、20万円の寄付を頂きました。子育てや福祉に役立ててほしいと話していました。



金武町まち・ひと・しごと創生外部有識者委員会委員を委嘱

本委員会は、人口ビジョン・金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進するために設置する委員会です。

令和7年度までが対象期間である第2期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証に伴う意見や提案を行っていただきます。



▲後列左2番目から、河上章一委員、伊藝三明委員、仲間寛人委員、仲間光明委員
前列左から、池添昭二委員、吉田真由美委員、奥間尚登委員、安富祖稔委員

問 金武町役場 企画課 ☎ 098-968-6262

金武町ふるさと応援寄附金【公式】SNS 開設

金武町ふるさと応援寄附金最新情報発信中です!!

#金武町ふるさと納税



チェック、フォロー、シェアよろしくお願いします。

問 金武町役場 企画課 企画係 ☎ 098-968-6262



金武町観光大使委嘱状交付式

4月11日、小野あつこさんに金武町観光大使委嘱状を交付しました。任期は5年間。小野さんは、NHK「おかあさんといっしょ」21代うたのおねえさんとして昨年4月まで番組に出演していました。小野さんの母が町出身というご縁から今回の就任に至っています。幼い頃から帰省したときには、青年会のエイサーを見たり、公民館のピアノをかりて練習したりと様々な思い出があり、また田芋料理やタコス、タコライスが好きだそうです。小野さんは「今後ももっと生の音楽を届けていきたい。子どもたちが大きく成長していけるように努めていきたい。自然豊かな町にいろいろな方に訪れてもらって、直接肌で感じてほしい。できることを考えていきたい」と話していました。



町内の子どもたちに向けて小野あつこさんによるミニコンサートが開催されました。おねえさんの呼びかけに元気よく答えたり、踊ったりして、特別な楽しい時間を過ごしました。子どもたちは「知っている歌がたくさんあった！ジャンプするとき楽しかった！おねえさん、かわいかった！」と楽しそうに話していました。



水稻一期作の植え付け始まる!

金武町内の各所で田植えが始まり、10cm～15cmほどに成長した苗を次々と植え付ける様子が見られました。

沖縄県では2期作が可能で、今回は1期作の植え付けとなります。金武町では主に「ちゅらひかり」と「ひとめぼれ」が生産されており、例年、7月頃に1期作の収穫が始まります。

収穫されたお米の一部はJA等で「島米」として販売される予定です。町内産の美味しい島米の新米を是非ご賞味ください。

現在、町内での水稻植え付け面積は22.41haとなっており、令和4年度の1期作では約61tの収穫がありました。

○町内にて水稻栽培を検討している、又は、新たに水稻栽培を始めた農家は農林水産課までご連絡ください。



田んぼに植え付けられた苗 (屋嘉区)

令和4-5期 さとうきびの収穫終了 農家の皆さんお疲れ様でした

令和4-5期のさとうきび収穫は令和4年12月21日から令和5年3月20日の期間で行われました。今期は梅雨時期の長雨や晴天不足が相まって、収穫見込みの1,050tを下回る931tとなりましたが、収穫期後半では基準糖度の13.4度を上回る結果となりました。

金武町さとうきび生産組合では、63名の組合員がさとうきび生産に励んでおり、1,000t以上の生産を目指しています。



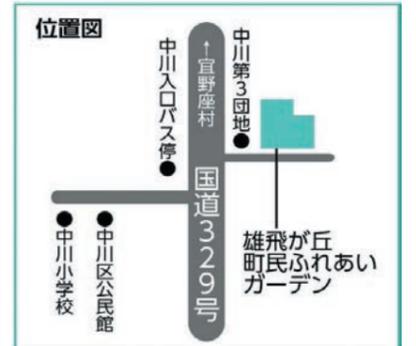
さとうきびを収穫する収穫機械ハーベスター (前原)

～雄飛が丘 町民ふれあいガーデン利用者募集～ 「My・畑」で栽培楽しみませんか?

「雄飛が丘 町民ふれあいガーデン」は、農業者以外の方が土に親しみ、日常生活の生きがいや健康づくりに役立てることを目的としています。

また、農業に接する機会の少ない親子が農業体験をとおして農作物を栽培する喜びと働く喜びを学習し、レクリエーションの場所としても利用できる施設です。

- ◆ 申込資格 金武町に住所を有し、町の賦課する公租公課の義務を果たしている非農業者(農産物販売のない者)の方
- ◆ 申込期間 令和5年5月8日(月)から令和5年5月31日(水)まで
- ◆ 申込方法 町役場農林水産課で申込書を記入
※申込多数の場合は抽選で決定いたします。
- ◆ 使用期間 令和5年6月1日～令和8年5月31日の3年間
- ◆ 使用料 無料
- ◆ 所在地 金武町営住宅 中川第3団地裏手
- ◆ 募集区画 31区画



田芋 (ターマーム) 出荷農家の皆様へ

令和5年度水田活用の直接支払交付金申請手続きについて (ご案内)

この制度は、農林水産省が、「地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造を支援する」ことを目的に、田芋 (ターマーム) を出荷している生産者に対して交付金(産地交付金)が支払われます。

つきましては、申請を希望する方は、下記の通り受付期間内に書類の提出をお願いします。

1. 交付金対象 金武町に住所を有している方の田んぼで、令和5年7月から令和6年6月までに出荷・販売する田芋 (ターマーム) の田んぼ。
(交付金額は作付面積に応じて支払われます。)
※必ず出荷販売し、売上伝票が必要となります。
2. 提出書類 ①産地交付金申請用紙 1通 (農林水産課にて記入)
②交付申請に関する制約事項 1通 (農林水産課にて記入)
③耕作証明書 1通 (農業委員会にて発行)
④通帳のコピー 1通
※申請する方は必ず農林水産課までお越し下さい。
3. 受付期間 令和5年5月8日(月)～令和5年6月16日(金)まで
4. 受付 金武町役場 農林水産課 農政係

※必ず通帳、印鑑をお持ちのうえ農林水産課にお越しください。

お問合わせ・連絡先

☎ 金武町役場 農林水産課 農政係 【担当：伊芸・宜野座】 ☎ 098-968-2645

金武浜田漁港地区排水路を整備しました!

令和4年度 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業

当該排水路は、一部の区間において未整備となっていたことや吐口が小さいことで大雨や台風の際に冠水が起きて通行に支障をきたしていましたので、**令和4年度特定防衛施設周辺整備調整交付金**を活用し、排水機能の向上を図るために排水路の整備を行いました。



整備した金武浜田漁港地区排水路





令和5年度

一般会計 歳入・歳出総額

111億2570万8千円

歳入

科目	金額(千円)	構成比(%)	対前年度比(%)
1款 町税	1,384,446	12.4	1.2
2款 地方譲与税	40,438	0.4	△ 2.3
3款 利子割交付金	228	0.0	△ 42.7
4款 配当割交付金	2,386	0.0	3.9
5款 株式等譲渡所得割交付金	2,559	0.0	△ 0.2
6款 法人事業税交付金	14,091	0.1	5.1
7款 地方消費税交付金	254,155	2.3	15.2
8款 環境性能割交付金	3,518	0.0	17.8
9款 国有提供施設等所在市町村助成交付金	248,879	2.2	2.4
10款 施設等所在市町村調整交付金	275,715	2.5	0.5
11款 地方特例交付金	4,000	0.0	0.0
12款 地方交付税	2,183,656	19.6	△ 0.9
13款 交通安全対策特別交付金	1,741	0.0	△ 11.8
14款 分担金及び負担金	41,127	0.4	△ 38.4
15款 使用料及び手数料	116,069	1.0	10.8
16款 国庫支出金	1,904,825	17.1	△ 9.7
17款 県支出金	1,193,030	10.7	15.8
18款 財産収入	2,172,580	19.5	1.7
19款 寄附金	207,556	1.9	38.4
20款 繰入金	748,288	6.7	111.4
21款 繰越金	1	0.0	0.0
22款 諸収入	102,666	0.9	9.6
23款 町債	223,654	2.0	△ 32.2
24款 自動車取得税交付金	100	0.0	皆増
歳入合計	11,125,708	100.0	3.5

※構成比及び前年度比において、小数点以下第1位未満を四捨五入して記述しているため、合計や内訳の計が一致しないことがあります。

歳出(目的別)

科目	金額(千円)	構成比(%)	対前年度比(%)
1款 議会費	130,106	1.2	1.6
2款 総務費	2,333,072	21.0	△ 4.8
3款 民生費	3,459,851	31.1	2.2
4款 衛生費	679,086	6.1	0.1
5款 労働費	25,451	0.2	△ 12.2
6款 農林水産業費	742,981	6.7	25.9
7款 商工費	321,324	2.9	△ 9.1
8款 土木費	415,835	3.7	19.6
9款 消防費	227,762	2.0	△ 2.3
10款 教育費	2,072,613	18.6	7.6
11款 災害復旧費	4	0.0	0.0
12款 公債費	392,694	3.5	1.7
13款 諸支出金	304,929	2.7	33.8
14款 予備費	20,000	0.2	0.0
合計	11,125,708	100.0	3.5

歳出(性質別)

性質別	金額(千円)	構成比(%)	対前年度比(%)
人件費	1,863,455	16.7	0.9
物件費	2,333,734	21.0	20.2
扶助費	1,158,495	10.4	△ 4.7
補助費等	3,176,358	28.5	5.3
公債費	392,694	3.5	1.7
投資的経費	1,157,287	10.4	△ 14.3
その他の経費	1,023,685	9.2	4.8
予備費	20,000	0.2	0.0
合計	11,125,708	100.0	3.5

本町の令和5年度の一般会計予算総額は、11,125,708千円で対前年度比3.5% (371,888千円)の増となっています。

歳入で、増額となった主なものは、20款 繰入金で111.4% (394,269千円)、17款 県支出金で15.8% (163,033千円)、19款 寄附金で38.4% (57,555千円)、18款 財産収入で1.7% (36,858千円)、7款 地方消費税交付金で15.2% (33,544千円)の増となっています。

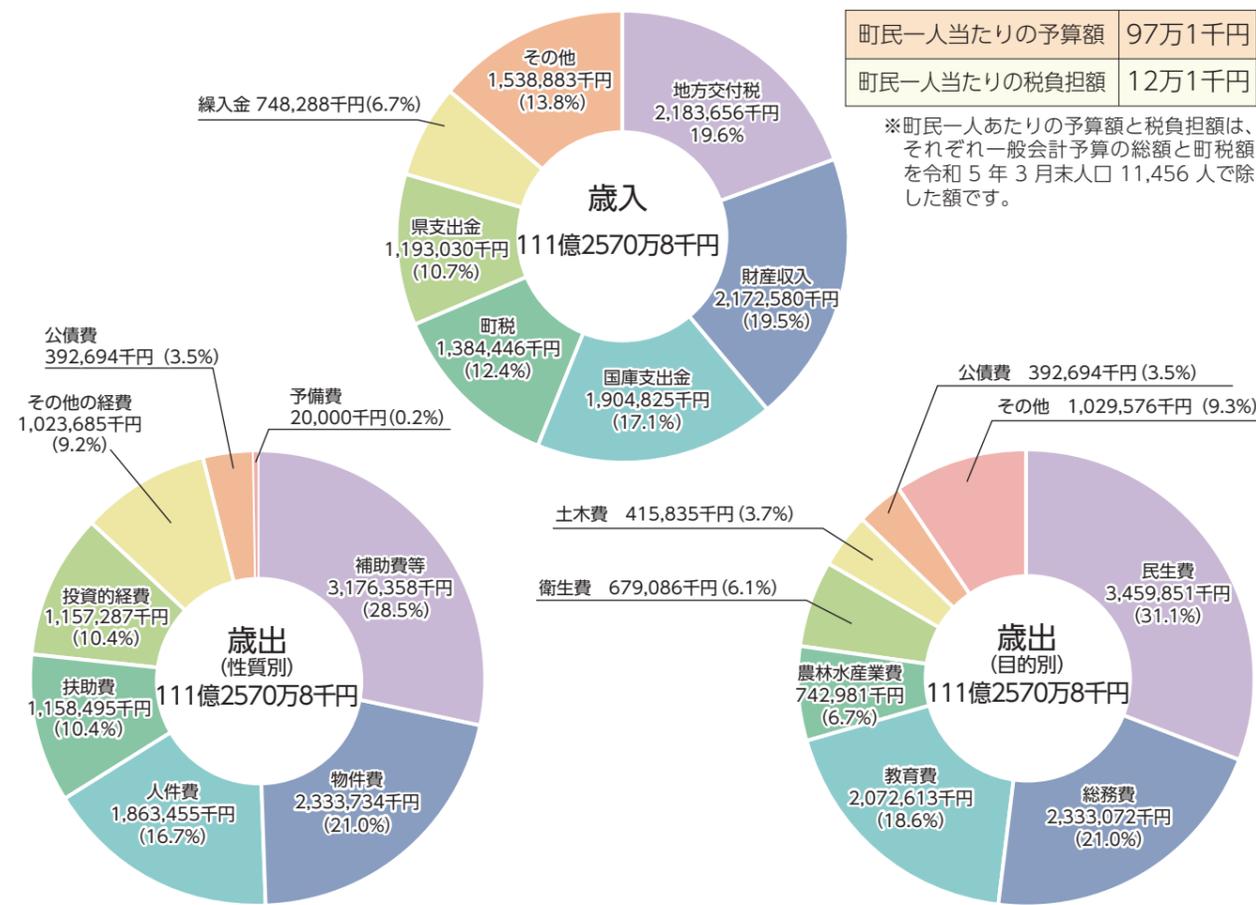
歳出(性質別)で、増額となった主なものは、物件費で20.2% (392,271千円)、補助費等で5.3% (159,958千円)、積立金で33.8% (76,959千円)の増となっています。

投資的経費における事業は、嘉芸小学校屋内運動場建設工事、農業水利施設更新工事、農道橋補修工事、屋嘉地区体育館屋根改修工事、中川地区公園改修工事などとなっております。

財政運営における必要な財源の確保につきましては、国・県等の補助金や交付金並びに目的基金や地方債を有効的に活用するとともに、事業の必要性、有効性等を念頭に置き、効果的な実施に努めてまいります。

町民一人当たりの予算額	97万1千円
町民一人当たりの税負担額	12万1千円

※町民一人当たりの予算額と税負担額は、それぞれ一般会計予算の総額と町税額を令和5年3月末人口11,456人で除した額です。



特別会計および公営企業会計予算

(単位:千円)

会計	年度	令和5年度	令和4年度	増減	対前年度比(%)
国民健康保険事業特別会計		1,896,848	1,844,783	52,065	2.8
後期高齢者医療特別会計		184,115	168,854	15,261	9.0
下水道事業特別会計		154,848	164,790	△ 9,942	△ 6.0
水道事業会計(支出)		715,768	889,709	△ 173,941	△ 19.6
計		2,951,579	3,068,136	△ 116,557	△ 3.8

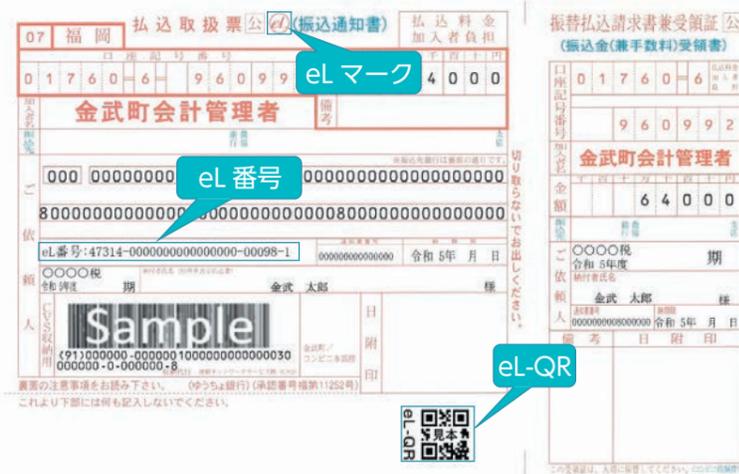
税等の納税方法の拡充について

これまでの口座振替、納付書窓口払い、スマホ (paypay等)、コンビニ納付に加え、令和5年度からパソコンやスマートフォンによりインターネット上の「地方税お支払サイト」からeL-QR (地方税統一QRコード) を利用した納税ができるようになりました。

全国の地方税の納付書に統一規格のeL-QR (地方税統一QRコード) を付す取扱いが、令和5年4月から開始され、金武町が作成する町税の納付書にも、eL-QRが付されます。

eL-QRが付いた納付書では、全国の金融機関等窓口、「地方税お支払サイト」を利用したMPN (マルチペイメントネットワーク)、クレジットカード払い及びスマートフォン決済アプリでの納税が可能です。

eL-QR (地方税統一QRコード) のイメージ



利用対象の税目

固定資産税・町県民税 (普通徴収) ・軽自動車税 (種別割)

令和5年7月から利用対象の税目

国民健康保険税 (普通徴収)

利用可能な納税方法

- ① 全国の「eL-QR (地方税統一QRコード) 対応金融機関」
- ② スマートフォンアプリ
- ③ 地方税共同機構が運営する「地方税お支払いサイト」
 - ・クレジットカード (注: 納付額に応じてシステム利用料が別途かかります)
 - ・インターネットバンキング ・Pay-easy (ペイジー) ・口座振替 (ダイレクト納付)

◀地方税お支払サイト及びスマートフォンアプリで納付した際の注意事項▶

- ・領収書は発行されません。
- ・取扱条件 (取扱い上限金額等) も、クレジットカード会社や金融機関等により異なります。

お問い合わせ先

- ・固定資産税、町・県民税、軽自動車税の納付について
税務課 収納係 ☎098-968-2112
- ・国民健康保険税の納付について
住民生活課 保険・年金係 ☎098-968-2116

地方税お支払サイト

eL-TAX for Payment



※「地方税お支払サイト」に関するお問い合わせは、当サイトのよくある質問やサポートをご確認ください。

新型コロナウイルスワクチン 令和5年度 春接種のお知らせ



国の方針により令和5年度も特例臨時接種(公費負担)で新型コロナウイルスワクチン接種を実施します。金武町ではR5年5月8日～8月31日の期間で春接種を実施してまいります。

新型コロナウイルスワクチン春接種日程表

金武町では、65歳以上の方、重症化リスクの高い方等を対象に下記のとおり新型コロナウイルスワクチン春接種を行います。接種対象者①の方については、

接種日・医療機関を指定した接種券と予診票を順次発送します。

指定された日時を変更したい、または接種を希望しない場合は下記の予約相談室に連絡をお願いします。

接種対象者②、③の方で接種ご希望の際は予約相談室に連絡下さい。

※1 使用するワクチンはファイザー BA.4-5 対応型ワクチンとなっています。

医療機関名	接種時間帯	接種対象者	費用	接種期間
きんクリニック	(水、金) 13時半～14時	※初回接種を2回完了している方で ① 高齢者の方 (65歳以上)	公費負担 (無料)	令和5年5月8日～ 8月31日迄
	(土) 14時～			
おくまクリニック	(火) 17時～	② 基礎疾患を有する方 (5歳～64歳) ③ 医療従事者・介護従事者		

上記対象者以外の方に関しては令和5年秋 (9月～12月) に接種開始予定となっています。

問 金武町コロナウイルスワクチン予約相談室 月～金 (土日祝日除く) 9:00～17:00 ☎ 098-968-8436

日本年金機構から年金分割制度についてのお知らせ

離婚時の年金分割制度のお知らせ

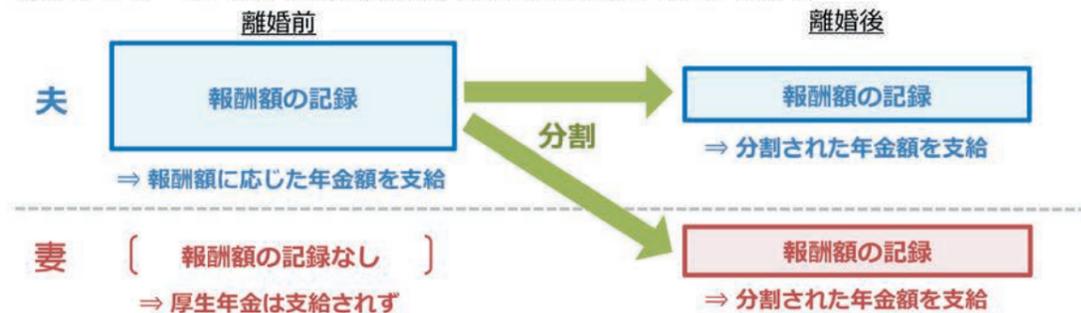
- ▶ **離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。**
- ▶ **離婚後2年以内※に手続きを行っていただく必要があるため、お早めに、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターまでご相談ください。**

※ 年金分割割合を定める調停等の長期化により離婚後2年を経過した場合は、調停等の成立日から6ヶ月以内*であれば手続き可能です。 *調停等の成立日が令和2年8月2日以前の場合は1ヶ月以内

離婚時の年金分割のイメージ

- ✓ サラリーマン等が加入する厚生年金は、給与等の報酬の額に応じて保険料を納付し、報酬額の記録に応じて厚生年金が支払われます。
- ✓ 離婚時の年金分割が行われると、婚姻期間中について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額の記録が分割されることになり、年金額をお二人で分割できます。

【例：サラリーマンの妻である専業主婦であった方の場合（厚生年金）】



年金分割の方法（2種類）

※ **いずれの場合も、原則として離婚後2年以内に手続きを行うことが必要です。**

①合意分割

- ✓ お二人からの請求により、年金を分割できます。
- ✓ 年金分割の割合は、お二人の合意、または、裁判手続によって決定されます。

②3号分割

- ✓ サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者*であった方からの請求により、年金を分割できます。
 - ✓ 年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。
 - ✓ 平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象となります。
- ※ 厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方

年金事務所や年金相談センターの所在地は以下のホームページをご参照ください。
<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



年金の分割制度について日本年金機構ホームページをご覧ください
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/kyotsu/rikon/20140421-04.html>



問 金武町役場 住民生活課 保険・年金係 ☎ 098-968-2116

軽自動車税（種別割）についてのお知らせ

軽自動車税（種別割）は毎年4月1日現在の所有者又は使用者に課税されます。
軽自動車税は年税額ですので、年度中に廃車・名義変更しても月割はありません。

◆軽自動車税（種別割）の税率

①原動機付自転車及び二輪車等

車種区分		税率(年額)
		標準税額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超～90cc以下	2,000円
	90cc超から125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円
	その他	4,700円
軽二輪（125cc超～250cc以下）		3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円

②軽三輪・軽四輪

車種区分			税率(年額)		
			平成27年 3月31日 以前に 新規登録	平成27年 4月1日 以降に 新規登録	重課税 新車検査から 13年を経過 (平成21年度 以前に登録) した車両
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

◆軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）

<適用条件>

令和4年4月1日～令和5年3月31日までに最初の新規検査(登録)※車検証の初度検査年月を受けた三輪及び四輪の軽自動車、以下の基準を満たす車両

(ア)電気自動車・天然ガス軽自動車
(平成21年排出ガス10%低減達成または平成30年排出ガス規制適合)

(イ)乗用(営業用):令和2年度燃費基準
かつ令和12年度基準90%達成車※1

(ウ)乗用(営業用):令和2年度燃費基準
かつ令和12年度基準70%達成車※1

車種区分			税額 (適用前)	グリーン化特例適用後の税額			
				(ア)75% 軽減	(イ)50% 軽減	(ウ)25% 軽減	
軽自動車	四輪以上	貨物用	営業用	3,800円	1,000円	適用なし	適用なし
			自家用	5,000円	1,300円	適用なし	適用なし
		乗 用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	10,800円	2,700円	適用なし	適用なし
	三輪	営業用	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
		自家用	3,900円	1,000円	適用なし	適用なし	

※1(イ)・(ウ)については、平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。また揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

◆軽自動車税（種別割）減免について

身体や知的等に障がいのある方、又はこれらの方と生計を同じくする方が、その障がい者等のために使用する軽自動車等で、一定の要件に該当する場合は**軽自動車または普通自動車どちらか1台**で減免をすることができます。軽自動車税（種別割）の減免申請は、納税通知書が届いてから**令和5年5月31日**までに、必要書類をそろえて町役場税務課へ申請してください。

必要書類

- ①車検証(標識交付証明書) ②運転者の免許証 ③身体障がい者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳・精神保健福祉手帳
 - ④軽自動車税(種別割)納税通知書 ⑤納税義務者のマイナンバーカード又は個人番号通知カード
- ※生計を同じくする方(ご家族等)が減免を受ける場合、生計同一証明書が必要になります。(保健福祉課にて発行)

注意事項

- 軽自動車税(種別割)の減免申請は**毎年手続きが必要**です。
- 提出期限を過ぎると、その年の減免申請は受付できませんのでご注意ください。

軽自動車税(種別割)の納付期限は令和5年5月31日(水)です。

～納付は期限内にお願い致します～

問 金武町役場 税務課 ☎ 098-968-2112



愛するワンちゃん🐾を守ろう！

狂犬病予防注射を必ず受けさせましょう

狂犬病は治療方法がなく、感染すると必ず死に至らせる怖い病気です。

※狂犬病予防法第5条1項の規程により予防注射を毎年1回受けなければなりません。

日時		場所
5/24 ③水	9:00~11:30	屋嘉地区共同作業施設
	13:00~14:30	伊芸地区公民館
	15:30~16:30	中川地区公民館
5/25 ④木	9:00~11:30	金武公会堂
	13:00~16:30	

必要となる手数料（一頭につき）

- | | | | |
|----------------|--------|-------------|--------|
| ①犬の登録手数料(初回のみ) | 3,000円 | ③予防注射済交付手数料 | 550円 |
| ②予防注射手数料 | 2,850円 | ④犬の鑑札再交付手数料 | 1,600円 |

- ★ 生後91日以上の犬が対象となります。
- ★ 前年から金武町で登録されている方は、通知ハガキと印鑑をご持参ください。
- ★ お住まいの地区の日程で都合が合わない方は、他の地区で接種しても構いません。
- ★ 両日とも都合が合わない方は、各自動物病院で接種してください。



予防注射を受ける時の注意事項

- 1ヶ月以内に他のワクチン接種を受けたり、体調に不安がある場合は主治医の獣医師にご相談下さい。
- お知らせのハガキは、持参してください。
- リード・首輪を抜けないように必ずつけてください。胴輪はダメです。
- 犬をしっかり制御できる(犬の力に負けない)人が連れて来てください。
- 5 予防接種後2~3日は安静にし、交配、シャンプーは避けてください。
- 6 糞尿を済ませて来てください。
- 7 糞をした場合は飼い主の責任で持ち帰ってください。
- 8 咬む癖のある犬、他の犬に対し攻撃的な犬は必ず口輪を付けて来てください。
- 9 首輪に鑑札が付いているかを確認してください。(紛失の場合は再交付の申請が必要です)

問 金武町役場 住民生活課 生活環境係 ☎098-968-2460

障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

沖縄県では、精神または身体の重度障害のため、常時特別の介護を必要としている方の負担を軽減するため、在宅の重度障害児(者)に対して、障害児福祉手当・特別障害者手当を支給しています。

支給対象者	障害児福祉手当	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児で、福祉事務所長の認定を受けた方。 なお、以下の場合は対象とはなりません。 (1) 施設に入所(通所を除く)している場合。 (2) 政令で定める公的年金を受給している場合。
	特別障害者手当	精神または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障害者で、福祉事務所長の認定を受けた方。 なお、以下の場合は対象とはなりません。 (1) 施設に入所(通所を除く)している場合。 (2) 病院又は診療所に3ヵ月以上継続入院している場合。
支給制限	手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上ある場合、または同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。	
手当額	障害児福祉手当	月額 15,220円 ※令和5年4月現在
	特別障害者手当	月額 27,980円 ※令和5年4月現在
支給	毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、その前月分までの3ヶ月分を、届け出た金融機関の口座に振り込みます。	
申請手続	必要書類	① 認定請求書(町保健福祉課窓口) ② 所得状況届所得証明書(町保健福祉課窓口) ③ 住民票謄本又は写し ④ 認定診断書 ⑤ 身体障害者手帳等(所持者) ⑥ 振込通帳(請求者名義) ⑦ 年金受給証明書類(受給者)
	申請手続	認定請求書に、住民票謄本の写し、認定診断書、所得状況届、所得証明書などの必要書類を添えて、町保健福祉課の窓口へ提出してください。 申請に関する事など、ご不明な点は町保健福祉課又は、中部福祉事務所までお問い合わせください。
<p>金武町役場 保健福祉課 社会福祉係 TEL 098-968-3559</p> <p>沖縄県中部福祉事務所地域福祉班 TEL 098-989-6603</p>		



Q 令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの？
今からできることは、あるの？

A 相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります
それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うことが、重要**です

相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和4年4月から、拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）



Q 相続登記の申請って大変じゃないの？
どのような手続をとればいいのか？

A 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います

手続は、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください）



Q 相続登記について、更に知りたいときは
どうすればいいのか？

A ● 全国の法務局では、**手続案内**を行っています（予約制）

（各法務局の案内はこちらに掲載しています）



● 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています

詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から

● **専門家（司法書士・弁護士）に相談**したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ（登記相談のご案内）



日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）



**所有者不明土地^(※)の解消に向けて、
不動産に関するルールが大きく変わります！**

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、**相続登記の免税措置も、拡大**されています
- 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続は、**法務局のホームページ**をご覧ください
- 相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU



お困りごとやお悩み、無料で相談できます



名称 項目	法律相談	「司法書士」による お金・借金の悩み相談	人権相談	暮らしの総合相談 (①行政相談②障がい者相談)
相談内容	土地の問題、借金問題、交通事故等の損害賠償問題、ご近所・家庭内トラブルなど法律全般。	お金や借金問題でお困りの方または、その家族など	①高齢者・障がい者の人権 ②男女共同参画関係 ③子ども・女性の人権	①国や地方公共団体が行う行政サービスに対する苦情や要望 ②障がい者の各種行政サービスに関する相談全般
開催日・場所	令和5年5月12日(金) ※毎月第2金曜日 (役場3階中会議室)	令和5年5月24日(水)、7月27日(木)、9月28日(木)、11月22日(水)、令和6年1月24日(水)、3月28日(木) (町総合保健福祉センター)	※電話にて随時受付。申込後相談員へお繋ぎします。	
時間	午後2時～4時 (1人：20分)	午前10時～12時、午後1時～午後4時 (1人：45分)	午前10時～午後3時	
申込期間・事前予約	5月8日(月)～5月11日(木) ※事前予約必要	広報に掲載後予約開始 ※事前予約必要	不 要	
定 員	先着6名	1日5名	特になし	
相談員	町顧問弁護士	司法書士	人権擁護委員 3名 ①安富祖 昇 ②花城 清隆 ③比嘉 蘭子	①島本勇人(行政相談委員) ②元山満壽美(障がいに関する相談)
申込先・問い合わせ	町役場 総務課 行政係 ☎098-968-2111	町総合保健福祉センター(仲間) ☎098-968-5932	町役場 総務課 行政係 ☎098-968-2111	①行政相談 総務課 行政係 ☎098-968-2111 ②障がい者相談 保健福祉課 社会福祉係 ☎098-968-3559

安全運転支援装置の取り付けを補助します!

65歳以上の町民を対象に「安全運転支援装置」の取り付けを行う方に上限4万円を補助します。
※ご希望の方は下記の設置業者で取り付けができるか相談してください。

- 条件：①高齢者が、有効な運転免許証を保有。
②申請時の年齢が満65歳以上であり、町内に住所を有する者。
③自動車検査証の欄に「自家用」と記載された自動車であること。

上限額：補助対象者1人につき車両1台4万円

設置業者	
業者名	電話番号
(有)仲オートサービス	098-968-5112

※車種によっては設置できないものもあります。ご了承ください。

☎ 金武町役場 総務課 ☎ 098-968-2111

金武町コミュニティバス 無料で 各区で運行中

車を持たない交通弱者の生活支援のため、生活必需品の買い物や公的機関の利用などの交通支援を行います。

コミュニティバスの利用を希望される方は、**2日前まで**にお住まいの地域の区事務所にお電話でお申し込みください。

■ 各区の運行日 (9:00～17:00)

行政区	曜日	連絡先
中川区	水曜日	098-968-2407
並里区	月曜日	098-968-2102
金武区	火曜日	098-968-2108
伊芸区	火曜日	098-968-2147
屋嘉区	金曜日	098-964-2040

運行スケジュールは、各区事務所へお問い合わせください。

☎ 金武町役場 総務課 ☎ 098-968-2111

金武町けんこうニュース Vol.107

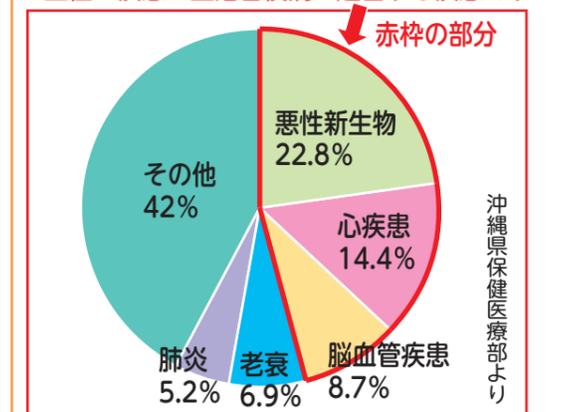


沖縄県は長寿県から短命県になっています! 65歳未満の死亡率が男女共にワースト!

1985年に沖縄県は、平均寿命男性76.34歳、女性83.70歳と日本一長寿県と呼ばれていました。しかし、2020年の平均寿命では、男性が**全国ワースト5**と残念な結果になっています。平均寿命の低下は、65歳未満と若くして亡くなる方が、男女共に**全国ワースト**になっていることが影響しています。65歳未満死亡率が高い要因として、働き世代である**40～50代の健診受診率が低い**ことや、再検査・要医療が必要だが、病院受診をせず、早期治療につながらないことが考えられます。金武町も同様で、全国平均よりも65歳未満死亡率が高い状況となっています。

H28～R2年死因別統計調査

* 上位3疾患は生活習慣病に起因する疾患です



令和3年度 早世 (65歳未満死亡割合) 全国トップ3

性別	1位	2位	3位
男性	沖縄県 18.3%	東京都 13.4%	神奈川県 12.4%
女性	沖縄県 9.4%	東京都 7.5%	埼玉県 7.4%

厚生労働省 人口動態

生活習慣病は、**自覚症状がない**まま進行するため、気づいた時には**重症化し膨大な医療費**や**身体に障害が残る**こともあり、**最悪は命に関わります**。健診は、生活習慣病を**早期に発見**し、**予防**することができます。健診を一度も受けたことのない方、長年受けていない方は、積極的に健診を受けましょう。そうすることで、私たちの身体が、いつまでも健康で元気に楽しい生活を送ることにつながります。

治療中だけど健診は必要?

治療中の方も健診は必要です。治療中の際の検査は、その病気に関連する検査項目に限られています。特定健診は、**血圧、脂質、血糖、肝臓、腎臓等の検査を含む全身状態を確認**することができます。治療中の方も年に1回は健診を受け、健康チェックしましょう。



金武町総合保健福祉センター NTT 098-968-5932



金武町複合庁舎基本計画の町民意見募集の実施について

この度、町では「金武町複合庁舎基本計画」を策定しましたので、金武町パブリックコメント制度実施要綱に基づき、以下のとおり町民意見募集を行います。

本計画は、「金武町複合庁舎建設検討委員会」において5回の審議を行い、令和5年4月11日に答申されています。主な内容は、用地の決定、複合庁舎に必要な機能や規模、概算費用等、整備の骨格となる内容となっています。

【意見募集期間及び閲覧場所について】

- ・令和5年5月1日(月)～5月31日(水) ※土日祝日を除く
午前9時～午後5時まで
- ・閲覧場所 金武町役場複合庁舎整備推進課 金武町役場 3階
- ・意見書を提出できる方 町内に住所を有する方等

※町では同計画に基づき、現在分散している役場機能(例:教育委員会、保健福祉課、こども支援課等)を新しい複合庁舎に集約するとともに、現在の金武町総合保健福祉センターを取り壊して同センターの機能も統合し、効率的・効果的な敷地活用及び施設整備を行い、住民サービス、防災機能、コミュニティ機能、福祉機能の充実を図ることとしています。

※同計画に係る住民説明会も開催する予定となっています。日程等については、戸別受信機及び金武町ホームページ等でお知らせいたします。

☎ 金武町役場 複合庁舎整備推進課 ☎ 098-968-6077

令和5年度7月開講 障がい者委託訓練生募集

【リネン類クリーニング科】

訓練期間／

7月3日(月)～9月29日(金)

訓練場所／

沖縄綿久寝具株式会社
中城工場(中城村)

募集期間／

5月1日(月)～5月26日(金)

受講料／

無料(但し保険料等は自己負担)

☎ 具志川職業能力開発校
☎ 098-973-6680

石川警察署からのお知らせ

5月の「消費者月間」に伴う 悪徳商法等の情報提供について

政府は毎年5月を「消費者月間」と定め、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する取組を行っています。

警察においても、消費者を対象とする犯罪捜査に力を入れており、解決するためには皆様の協力が必要です。

- 悪徳商法
- ヤミ金融事案
- 不法投棄



については、十分気をつけていただき、被害に遭われた時には早めの相談、通報をお願いします。

☎ 石川警察署 ☎ 098-964-4110

資源ごみ回収について

これまでごみの削減、資源化を目的として月に2回、資源ごみの回収を行ってまいりました。しかし住宅やアパートの増加に伴い資源ごみの排出量も増え、回収に時間がかかっております。そのため今年度より資源ごみ回収を月3回に増やすこととなりました、下記表を参考に、引き続き適正なごみの分別へのご協力をよろしくお願いいたします。

5月の回収日程

1区・2区・3区・4区	5月6日・12日・20日
屋嘉・伊芸・新開地・浜田・中川	5月13日・19日・27日

☎ 金武町役場 住民生活課 生活環境係 ☎ 098-968-2460

休日でもマイナンバーカードが 受け取れるようになりました

マイナンバーカード交付を下記にて開庁しています!!!

令和5年5月13日(土)
9:00~15:00

令和5年5月28日(日)
9:00~15:00



- ※完全予約制です。予約はお電話にて!
- ※マイナンバーカードの電子証明書更新も受け付けます。
- ※その他各種証明書等の発行はできません。

☎ 金武町役場 住民生活課 住民戸籍係
☎ 098-968-3557

戸別受信機の設置について

戸別受信機(利用料無料)は、

- ① 災害情報
- ② 町や区からのお知らせ
- ③ お悔やみ情報



などの大切な情報を町民の皆様にお知らせする大切な機器です。

設置を希望される方は、町役場総務課までお問い合わせください。

また、事業所にも設置可能となっておりますので、防災上の観点から設置のご協力宜しくをお願いします。

☎ 金武町役場 総務課
☎ 098-968-2111